「阿波の縁むすびサポーター」 運営実施要領

第1 目的

とくしまマリッジサポートセンター(以下「マリッサとくしま」という。)は、阿波の縁むすびサポーター(以下、「サポーター」という。)を派遣することにより、マリッサとくしまが行う結婚支援イベントにおけるカップリング率を向上させるとともに、1対1の個別マッチング(以下「マッチング」という。)におけるお引合せを行い、交際・結婚への移行を支援する。

第2 任務

サポーターの任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 結婚支援イベントにおける立会い及び進行フォロー (別添マニュアル1)
- (2) カップリングした男女の顔合せ及び交際フォロー (別添マニュアル2)
- (3) マッチングのお引合せ時の立会い及び交際フォロー等(別添マニュアル3)

第3 募集

サポーターの募集は、随時実施するものとする。

第4 認定及び承認要件、任期

サポーターに認定される者は次に掲げる要件のいずれも満たす者でなければならない。

- (1)婚活中(結婚を希望する者をいう。)でない者
- (2)婚活関連業(結婚相談所や婚活イベント等、婚活を業とする事業をいう。)を行って いない者
- (3) 営業目的及び勧誘目的でサポーターに応募したものでない者
- (4)暴力団員等(徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第2条第3 号に規定する暴力団員等をいう。)でない者
- (5) マリッサとくしまが行う個人情報の保護に関する研修を受講している者
- (6) 面接等によりマリッサとくしまが適当と認める者
- (7)氏名、住所(市町村名)、顔写真をインターネットの利用による公表に同意した者
- (8) マリッサとくしまが定める誓約事項に同意し、遵守する者
- 2 サポーターの任期は、認定された日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、2月 1日から3月31日までの間に認定されたサポーターの任期は、認定された日から同日の属す る年度の翌年度の末日までとする。
- 3 サポーターの任期が満了するまでの間に引き続き第1項に掲げる要件のいずれも満たすことを 確認できた場合は、そのサポーターの任期を更新する。

更新した場合の任期は、更新された日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。

第5 認定の取消し

サポーターが次のいずれかに該当すると認められるときは、任期中であっても、その認定を取り消す。

- (1) 第4第1項(1) から(8) の要件のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) 心身の故障、その他の理由によりサポーターとしての活動を行うことができなくなったときであり、なおかつ、認定を取り消す必要があるとき

第6 認定証

第4第1項(1)から(8)の要件を満たしてサポーターとして認定した者又は第4第2項により 任期の更新を認めた者に対し、認定証を交付する。

- 2 認定証の有効期間は、その交付の日から同日の属する年度の末日までとする。 ただし、2月1日 から3月31日までの間に認定されたサポーター又は任期を更新したサポーターの認定証の有効期 間は、その交付の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 3 サポーターは、その任期が満了したときは、速やかに認定証をマリッサとくしまに提出しなければならない。
- 4 サポーターは、任期中であっても、認定を取り消されたときは、速やかに認定証をマリッサとくしまに提出しなければならない。
- 5 サポーターは、その身分を明らかにするため、県の結婚支援事業(マリッサとくしまが認める独身男女の出逢いを目的としたイベントや1対1のお見合い等のことをいう。)に参加する場合は、認定証を携帯しなければならない。
- 6 サポーターは、認定証を紛失し、若しくは破損したとき、又は認定証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに認定証再交付願をマリッサとくしまに提出しなければならない。
- 7 サポーターは、認定証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

第7 マッチングサポーターの承認

- (1) マッチングのお引合せ時の立会い及び交際フォロー等を行うサポーター(以下「マッチングサポーター」という。)は、マッチングに関する研修を受講しなければならない。
- (2) マッチングサポーターは、上記研修受講者の中からマリッサとくしまが承認する。

第8 イベント及びマッチングへの派遣

マリッサとくしまは、イベント及びマッチングごとにサポーターの派遣について調整するものとする。

第9 交通費等

イベント参加・お引合せ立会いのために要する交通費は、サポーターの自己負担とし、マリッサとくしまから 1,500 円を支給する。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、サポーターの運営に関し、必要な事項は、マリッサとくしまが徳 島県と協議して定める。

【別添マニュアル1】

結婚支援イベントにおける立会い及び進行フォロー

1 イベントへの参加

- (1) サポーターの結婚支援イベントへの参加調整は、マリッサとくしまの職員(以下「コーディネーター」という。)が行う。
- (2) イベント1回につき、原則として1名以上のサポーターを派遣するものとする。

2 イベント参加料

- (1) イベントにおけるサポーターの食事代及び会場費は、応援企業・団体が負担するものとする。
- (2) イベント参加のために要する交通費は、サポーターの自己負担とする。ただし、マリッサとくしまから 1,500 円を支給する。

3 イベントにおける役割

- (1) 進行方法について、コーディネーター及び応援企業・団体と打ち合わせを行う。
- (2) 進行は、原則として応援企業・団体のスタッフが行うものとする。
- (3) フリートーク時において、サポーターは、積極的に男女間の仲介をするものとする。 (話の弾んでいない参加者から話したい相手を聞き出し、セッティングなどを行う。)

4 個人情報の取扱い

- (1) イベント終了後、参加者の個人情報を記載した書類を有している場合は、破棄するものとする。
- (2) 過去のイベント参加に関することを、後日参加したイベントの際に触れてはならない。

5 マリッサとくしまへの報告

イベント実施時の感想及び気づいた点などを、1週間以内にシステムでマリッサとくしまに報告するものとする。

【別添マニュアル2】

カップリングした男女の顔合わせ及び交際フォロー

1 カップリングした男女の把握

主催者からイベントでカップリングした男女の情報を受け取る。(○番の男性と○番の女性)

2 顔合せ

- (1) イベント終了後、カップリングした男女を、会場別室等において、もう一度、顔合せを行う。
- (2) 当事者には、自己紹介してもらい、カップリングカードに記入した相手かどうか確認してもらう。
- (3) 顔合わせに併せて、最初のデートの日程の調整を行う。ただし、当事者が希望しない場合はこの限りでない。

3 交際フォロー

- (1) カップリングした男女から希望があれば、交際フォローにも応じる。メールによる相談は、無料で行う。
- (2) サポーターが面接相談に応じる場合の費用は、交通費及び相談料を当事者が負担する。

4 マリッサとくしまへの報告

- (1) イベント終了時から、約2週間後、約2か月後、6か月毎にカップルと連絡を取り状況を所見に入力する。
- (2) 成婚報告を受けた場合は、システム入力するとともに、マリッサとくしまに電話で報告する。

【別添マニュアル3】

マッチングのお引合せ時の立会い及び交際フォロー等

1 お引合せの依頼

- (1) マリッサとくしまからメールで依頼の連絡が届く。
- (2) お引合せ場所は、マッチング会員(以下「会員」という。)の交通の便等を考慮し、マリッサとくしまが、応援企業・団体の中から決定する。

2 交通費等

- (1) お引合せに要する交通費は、会員から 1名につき 750 円 (2名で 1,500 円) 受け取るものとし不足分はサポーターの自己負担とする。
- (2) お引合せした会員の交際フォローに要する費用は、サポーターの自己負担とする。

3 お引合せ日時の調整

(1) マリッサとくしまから「お引合せ場所」決定の連絡を受け、会員とお引合せ場所となる応援企業・団体と連絡を取り、日程を調整する。

4 お引合せの立会い

- (1) サポーターは、お引合せに立会い円滑な会話のお手伝いを行う。
- (2) お引き合せ場所に到着したら、応援企業・団体にサポーターの認定証を提示する。
- (3) 会員にサポーターの認定証を提示する。
- (4) 会員から会員登録証・写真付き身分証明書を呈示してもらい、本人確認を行う。
- (5) 会員から茶菓子代と交通費を受け取り、茶菓子代を応援企業・団体に支払う。
- (6) 10~20分程度で退席し、会員からお引合せ終了のメールを受取る。連絡がない場合は応援企業・団体に電話で確認する。

5 交際意思の確認・交際フォロー

- (1) お引合せ後、交際意思の確認を行い、結果をシステムに入力する。
- (2) マリッサとくしまにおいて会員 2人の交際意思メールを確認し、「ご成立の案内メール」を会員 及びサポーターに送信する。
- (3) その後、交際が成立した会員 2 人のフォローを行う。(交際不成立の場合は、サポーターの任務 は終了となる。)

6 マリッサとくしまへの報告

成婚報告を受けた場合は、システム入力するとともに、マリッサとくしまに電話で報告する。